

公民連携民間提案ワンストップ窓口

マジュン・コラボ名護

運営ガイドライン

I. 公民連携民間提案ワンストップ窓口(マジュン・コラボ名護)の設置

1. マジュン・コラボ名護とは

名護市のまちづくりのテーマであります「つなぎ、創る・しなやかな未来」の実現を目指し、民間事業者等と行政の対話により連携を進め、お互いの知恵とノウハウを結集して、本市の行財政課題の解決方法や、新たな価値を創出するワンストップ窓口です。

2. マジュン・コラボ名護設置の経緯

令和2年度から、本市における公民連携推進に向け、PPP・PFIによる事業手法の検討・研修を進める中で、より効率的かつ効果的に実施する方策を検討した結果、令和3年度に民間提案制度のワンストップ窓口の制度設計を検討することとしました。

この検討結果を受け、民間から幅広く提案を募る公民連携民間提案ワンストップ窓口「マジュン・コラボ名護」を設置し、公民連携による「つなぎ、創る・しなやかな未来」を目指していくことになりました。

3. マジュン・コラボ名護の役割

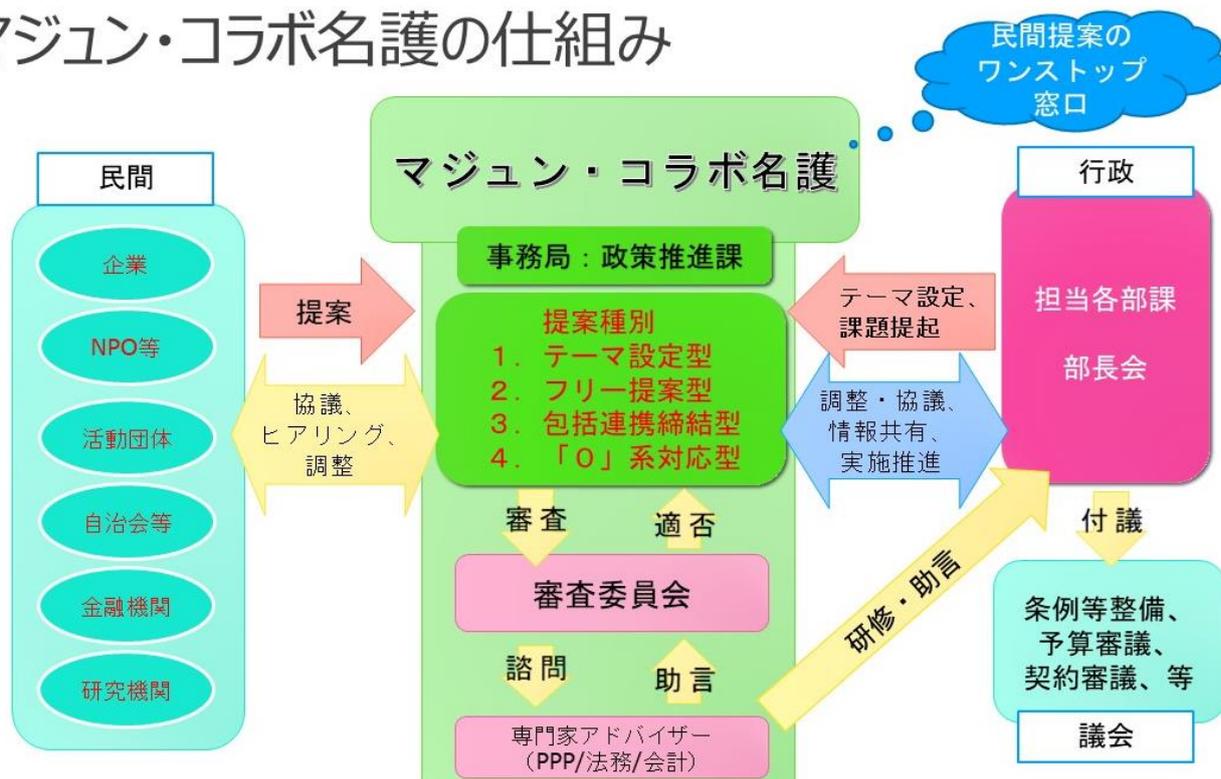
「民間事業者等と行政をつなぐパイプ役」として、民間事業者等と名護市の各部課との調整をし、公民連携による社会的・地域的課題の解決や、名護市の活性化などを図ることを目指しています。

4. 公民のWIN-WINの関係構築

名護市と民間事業者等は対等なパートナーとして、目標を共有し、お互いの強みを活かした連携により各々のメリットを見い出し、WIN-WINの関係を構築します。

	互いに提供できること	連携によるメリット(例)
名護市	○公共施設整備におけるビジネス機会 ○公共施設の運営の機会 ○多様な資源、フィールドの利用権	○行政コストの見直し ○行政課題の解決 ○市民サービスの向上 など
事業者	○企業ブランド/(情報)発信力 ○資金力/(商品)販売力 ○独自の技術、ノウハウ、経営能力 ○人材	○公共性の高い社会事業への参画 ○連携・参画による企業イメージの向上 ○新たなビジネスモデルの構築や市場の創造 ○商品の売り上げ向上や知名度アップ など

マジュン・コラボ名護の仕組み



5. 提案種別

(1) テーマ設定型

名護市が抱える特定の行政課題に対して、民間事業者等の皆様から提案をいただく制度です。事前に民間事業者等の皆様から広くご意見・ご提案をいただく「対話」を通して市場を把握する、サウンディング調査を実施することもあります。

(2) フリー提案型

名護市が行っている業務全般に対し、民間事業者等から自由な提案をいただく制度です。市民サービスの向上・行財政改革すなわち行政の効率化財政負担の削減・市の収入の増加を実現できる提案を募集します。

(3) 包括連携締結型

名護市と民間事業者等、双方の強みを生かして協力しながら福祉・環境・防災・まちづくりなどの行政課題解決に対応する協力協定の提案を募集します。

(4) 「O」系対応型

テーマ設定型、フリー提案型のうち、行政負担が生じない（財政負担が生じない）提案で、明確に市民へのサービスの向上が見込める提案の場合、随意契約で早急に実行していただく対応を検討します。庁内検討、審査委員会の評価等慎重に対応しつつ、スピード感をもって実行していきます。

6. 提案受付後の流れ

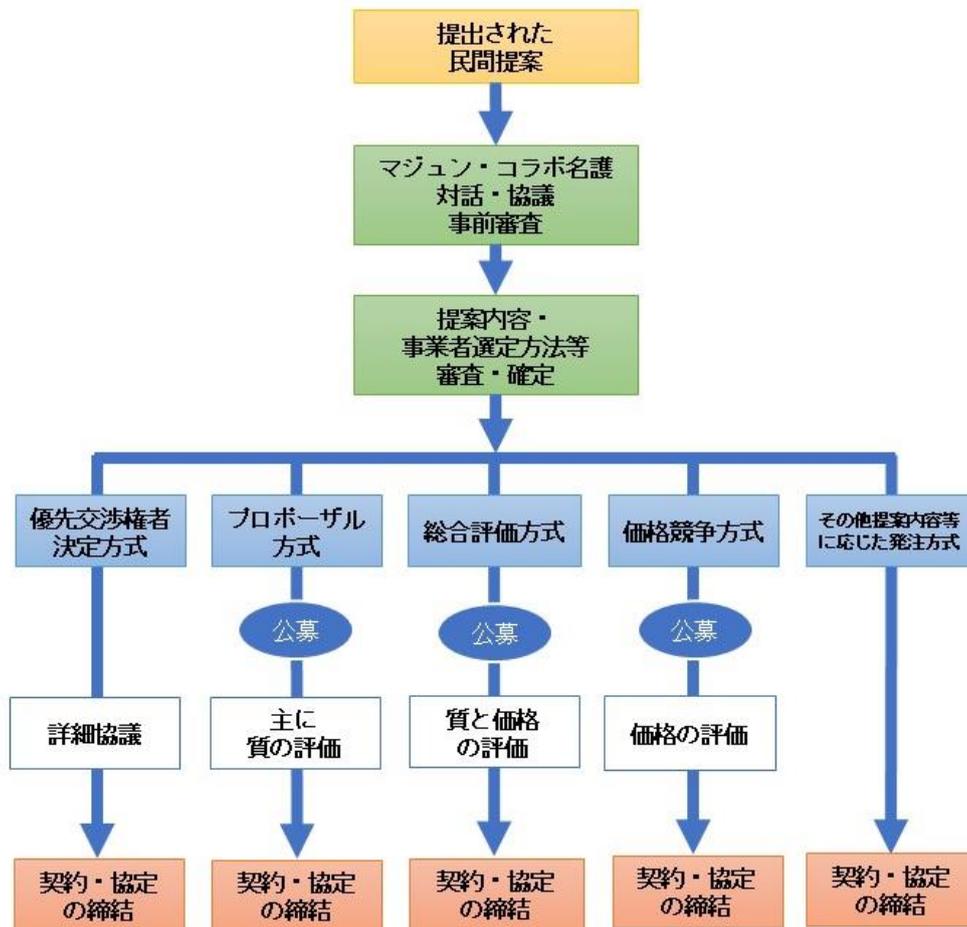
提案に関連した名護市各部課等との調整を進め、提案者と所管部課、マジュン・コラボ名護事務局とで、実現化に向けた対話・調整を進めてまいります。

対話・調整の後に事前審査を行い、提案が受理された場合は、審査委員会に意見を聴き提案の適否を判断します。

審査委員会では、専門家アドバイザーから助言を受け適否を決定します。実施が適当であると判断された場合は、契約の締結等必要な手続きを経たうえで、提案の実施となります。

なお、下記の流れを基本とし、提案事業のスキーム、提案の独創性、規模、市場の動向などを勘案しながら、いただいた提案ごとに契約・協定の締結方法の個別判断をします。

※ 提案の受付が即契約ではありません。契約行為は、提案内容に応じて法令及び本市の契約上のルールに基づき、公募等の手続きを行う場合があります。



7. 公募・申込に関する問い合わせ先

名護市民会館2階 企画部 政策推進課 マジュン・コラボ名護事務局

TEL : 0980-53-5088

E-Mail : kouminrenkei@city.nago.lg.jp

名護市 HP : <https://www.city.nago.okinawa.jp/articles/2022050900022/>

8. 提案の留意点

(1) 提案できる方

提案できる方は、提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する「株式会社」、「有限会社」、「特定非営利活動法人」、「社会福祉法人」、「学校法人」、「地縁による団体」等

(2) 提案できない者及び提案内容

ア 個人（個人事業者を除く。）

イ 提案者（提案に関係する者を含む）が、次に該当する場合

（ア） 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

（イ） 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号等)に基づく再生又は再生手続等を行っている者

（ウ） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

（エ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

（オ） 名護市指名停止等事務処理要綱(平成 20 年告示第 93 号)に基づく指名停止措置を受けている者

（カ） 個人（個人事業者に限る。）又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税(1 市県民税(特別徴収・普通徴収)2 法人市民税 3 固定資産税)を滞納している者

（キ） 公共性・公平性に問題がある等その他本市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した者

ウ 提案内容が、次に該当する場合

（ア） 本市が実施している事業そのものを廃止する提案

（イ） 法令に反すると認められる提案

（ウ） 単に自社製品のあっせんを求めていると認められる提案

（エ） その他市長が特に認められないとする提案

(3) 提案及び対話・調整にかかるコスト

提案の適否にかかわらず、名護市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。

(4) その他

ア 提案の受付が即契約ではありません。

イ 提案内容や調整の結果により、提案の資格がないことが判明した場合、または、その他の諸事情により、提案者との対話・調整を行わないこともあります。

ウ 提案に関する庁内外の関係者との調整には、非常に時間がかかることもあります。

エ 提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。

オ 本市が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。

カ 対話の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、あらかじめ提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市が提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくこともあります。

9. 提案の公表

提出された提案は、名護市のホームページ（マジュン・コラボ名護のページ）に、提案の名称、概要及び市の検討結果を公表します。

※ 提案実現後は、本市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。

※ 提案後の対話及び案件実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。

10. 企業情報の保護

- (1) 市は、基本的にオープンな過程の中でマジュン・コラボ名護を推進していきますが、提案者の提案情報保護等の観点から、提案者の独自アイデアやノウハウなど、不利益を被るような情報は一切公表しません。
- (2) 市は、市の計画や事業成立条件など、民間が判断しうる十分な情報、選択肢を分かりやすく、また情報を集約し、リスト化するなどアクセスしやすい形で提示します。
- (3) 民間事業者等と市は、民間アイデアのうち保護すべき情報について協議し、保護すべき情報以外については広く社会に開示し、新たな公共の形成を共に目指します。

Ⅱ. 公民連携（PPP）に取り組む5つの目的

1. 行財政改革の取り組み

行財政改革の取り組みとして行政の持つ「ヒト・モノ・カネ」の限られた資源を、無駄なく最適に配分・活用しつつ、効率的に事業を行い、歳出の抑制・歳入の確保・市民サービスの向上を図ります。

あくまで歳出の抑制、歳入の確保を目的としているため、名護市総合計画等上位計画に掲載のない提案、市の財政的負担が増すような提案の場合はその解決策を一緒に考えていきます。

なお、提案いただいた事業内容が、市の財政的負担が増すような提案であっても、その事業を行うことで既存事業の統合・縮小・廃止等を行うことができ、市の歳出がトータルとして削減される提案については実現可能性のある提案として対話します。

2. 行政資源の効率的な集中配分

行政と民間事業者等の役割分担について「事業の最適化」の視点から、徹底的に見直し、行政が担うべき役割の重点化に努めます。

3. 地域経済の活性化

行政が従来から行ってきた業務を積極的に民間事業者等に開放することにより、地域経済を活性化し、雇用の創出を図ります。

4. 持続可能なまちづくり

地域と民間がお互いに協働し、地域課題の解決を図る持続可能な「まちづくり」を目指します。

5. 市民サービスの向上

民間事業者等の知恵やノウハウ、資金などを公共サービスに取り入れることで、行政と民間が対等なパートナーとしてお互いの強みを生かし、全員参加型で市民サービスを効率的かつ持続的に提供し、市全体として市民サービスの充実を目指します。

Ⅲ. 公民連携（PPP）とは

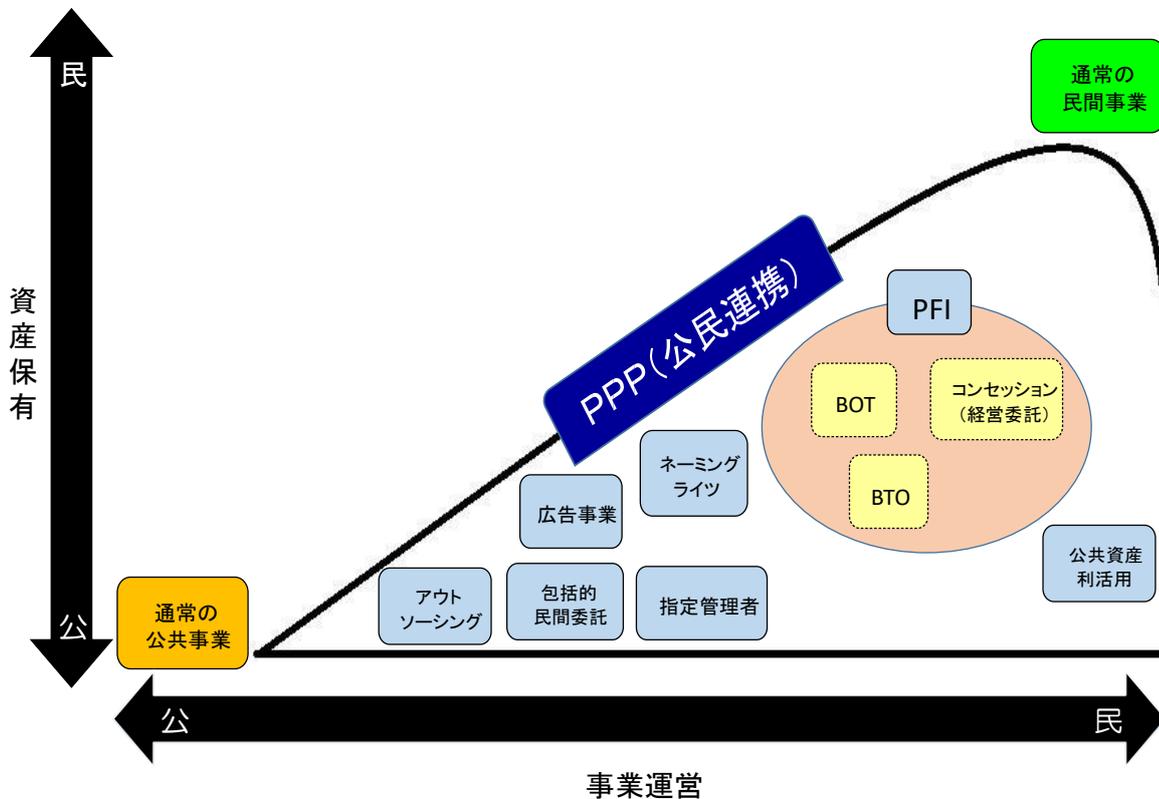
1. PPPとは

PPPとは、Public-Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字で、行政と民間事業者等が協働で公共サービスの提供等を行うスキームのことであり、これまで自治体が単独で取り組んできた分野に、民間の知恵やノウハウ、資金などを公共サービスに取り入れることで、行政と民間が対等なパートナーとしてお互いの強みを生かし、全員参加型で市民サービスを効率的かつ持続的に提供し、地域の活性化を図るものです。

具体的にはPFI事業をはじめ、指定管理者制度、公設民営、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング、ネーミングライツ、定期借地活用など様々な手法があり、公民連携の範囲は年々広がりをみせています。

2. 全員参加型のまちづくり

名護市に関わる皆様が市政の担い手であり、お互いがまちづくりのパートナーである「全員参加型」での市政運営を目指し、『公』の発想から、『民』の提案に基づく公民連携の手法で、名護らしい『まちづくり』を持続的に目指す。



Ⅳ. 公民連携における公民の対等な対話

1. 対等な対話

- (1) 民間事業者等には、名護らしい「まちづくり」の名護市の取り組みに積極的に参画していただき、貢献していただくことを期待しています。
- (2) 市は、民間からのアイデア・ノウハウ・資源・人材のもとづく提案を積極的に受け入れるとともに、行政課題を提示し、民間提案の実現に向け、対等なパートナーとして信頼関係を築き、コミュニケーションを積み重ねます。
- (3) マジユン・コラボ名護における対話では、できるだけ早い段階から議論を開始し、市が想定する結論ありきではなく、ゼロベースから民間と市で課題を共有し、共に解決策を模索していきます。
- (4) 一度決めた手法にこだわらず、プロジェクトの進捗に応じて合理的に検証・修正を行い、期限を定めながらスピード感を持ってすすめます。
- (5) 市は、議論の結果、民間提案の実現ができない場合でも、次の取組みに資するように、その理由を示すことで合理的な説明責任を果たします。

2. 目標の共有

- (1) 市は、中長期的な名護市の政策の方向性（ビジョン）を明確にし、民間が参画・投資したいという環境確保に努めるとともに、民間が成長戦略を考えていくことができるように、市のビジョンに対する持続性、一貫性を確保します。
- (2) 民間事業者等は、中長期的な方向性の中で、自らのノウハウを発揮してビジネスとして何が可能かを追求し、市とともに具体的な事業の構築に努めます。
- (3) 民間事業者等と市は、常に財務の視点、成長・発展の視点、地域・社会の視点、市民・利用者の視点を共有しながらマジユン・コラボ名護の取組を進めます。とりわけ、市民・利用者にとっての価値を向上させることを目指します。

3. 相談・提案の段階

～相談・提案の受入とコミュニケーションの開始～

市が抱える課題やビジョン、政策の方向性を提示するなど、市の情報を積極的に公表するとともに、提案受付・相談・協議の市の窓口（マジユン・コラボ名護）を明確にし、公共サービスに対する民間からの相談や提案を積極的に引き出します。

比較的緩やかなアイデア・企画の段階から民間と市の対話を開始し、共に提案内容の実現可能性を探り、手法計画の段階に進むべきかどうかを協議・検討・判断します。

（ポイント）

- ・民間の提案と、市が抱える課題
- ・市の方針、市民ニーズ、民間のアイデアとのマッチング
- ・双方向のコミュニケーションによる新たな価値創出の可能性
- ・民間と市にとって、各々のメリットと、共有するメリットの明確化
- ・実現を阻む決定的な課題の確認
- ・事業具体化を目指すスケジュールの共有

4. 計画の段階

～コミュニケーションを通じたマジュン・コラボ名護スキームの持続的改正～

マジュン・コラボ名護の枠組みの確定に向けて、民間と市が目標を共有化したうえで議論を深めよりよい制度として持続的に改正を重ねます。

対話の結果を踏まえ、提案の適否、最適な公民連携手法の選択、他の事業者の参加機会の確保などを判断し、その合理的な理由を示すことで説明責任を果たします。

(ポイント)

- ・事業実施による新たな価値創出の見込み
- ・市と民間事業者等の役割分担
- ・最適な公民連携手法の選択
- ・幅広い事業機会の確保のあり方

5. 事業具体化の段階

～最適な主体によるマジュン・コラボ名護への提案事業の具体化～

マジュン・コラボ名護に提案された事業の事業実施主体の選定にあたっては、第三者による評価も含めて客観的に、また、価格だけではなく、提案の質、地域性を考慮し、総合的に評価し、選定します。契約・協定の締結にあたっては、役割分担と責任の所在を明確にした契約内容を双方で協議・決定します。

さらに、ニーズに応じた柔軟な対応、特に優れた事業運営を誘引する考え方を整理していきます。

(ポイント)

- ・透明性、客観性のある実施者選定プロセス
- ・リスクを最もよく管理できる者による当該リスクの分担
- ・継続的なサービス提供が見込まれること
- ・想定されるリスクへの事前準備など
- ・名護市の行政施策に対し継続的な貢献が見込まれること 等

6. 提案者のインセンティブについて

(1) 対話内容をベースとした事業スキーム構築の可能性を確保します。

(2) 提案採用後の公募の際は、提案を行った民間事業者等に対し、事業実施者を選定する際、評価結果（採点結果）の20%を限度とした加点对応を行う場合があります。

(3) 事業スキーム、提案の独創性、規模、市場の動向などを勘案しながら、提案ごとに、個別判断をします。

(4) テーマ設定型、フリー提案型の提案において、市に新たな財政負担がなく、市民サービス向上、歳出削減、歳入確保につながる提案においては、協議がまとまり次第、随意的契約に移れるものとします。

※ 本ガイドラインは民間事業者等との対話を重ねることにより、より公民連携を推進しやすく、より市の課題解決に繋がる提案を創出できるよう、随時変更していく場合があります。

V. 公民連携の各種手法

1. 包括連携協定

「包括連携協定」とは、地域が抱える社会課題に対して、市と民間事業者等が双方の強みを生かして協力しながら福祉・環境・防災・まちづくりなどの課題解決に対応するための大枠を定める協定です。内容は、災害時の物資の提供や運搬等の協力を定めたもののほか、地元食材等を使った商品のPRや販路拡大など多岐に渡ります。

2. 事業連携協定

特定の事業分野（災害時の情報共有、物資提供、人・物の輸送等に関する協定など。）において民間事業者等との連携を長期継続して進めるために協定を締結する事業です。

3. 保有資産活用

(1) 広告事業

市の持つ資産（または実施する事業）を広告媒体として活用することにより、市の財源確保や経費削減を図ります。

(2) ネーミングライツ

市の施設をネーミングライツ等として活用することで、市の新たな財源を確保するとともに、民間企業等の皆様とのパートナーシップによる企画提案により、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ります。

(3) 公共資産利活用事業

市が保有する土地や施設等を有効活用し、得られた収入を市政の財源として活用する事業です。例としては未利用公有地の活用の検討や、建物屋根を民間事業者等に有償で貸し出して太陽光発電事業を行う取り組みがあります。

4. 公共施設等の整備・管理・運営事業

(1) 公設民営

施設を市が整備し、その管理運営を民間に委託する形態です。「公の施設」の管理委託は、これまでは第3セクター、公共団体若しくは公共的団体に限定されていましたが、平成15年（2003年）の地方自治法の改正により、「指定管理者制度」が導入され、株式会社等を含む民間に委託できるようになりました。

(2) 指定管理者制度

指定管理者制度とは、公の施設（地方自治法第244条第1項「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」）の管理を、地方自治体の指定する者（指定管理者）が代行する制度です。この制度により、民間企業や公益法人、NPO法人、任意団体などが公の施設を管理できるようになっています。

(3) 包括的民間委託

『民間事業者等が施設を適切に運営し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、運営・維持管理について民間事業者等（受託者）の裁量に任せる』という性能発注の考え方に基づく委託方式です。

(4) 公共施設等運営権

利用料金の徴収等収入の見込める公共施設について、PFI 法事業として認定することで、施設の所有権を公共主体が有したまま、運営権を民間事業者等に設定する方式で、既存の施設においても新設の施設においても設定が可能です。

(5) アウトソーシング

公的サービスを何から何まで行政が担わなければならないというのではなく、行政が独占してきた公共サービスに民間のノウハウ・創意工夫・柔軟性等を活かすことにより「多様なニーズ」に応えます。

(6) 民設公営

施設を民間が建設・所有し、公共団体が借り受けて、管理運営を担う方式です。公共団体は施設の所有者である民間に建設費も反映させたリース料を支払います。

(7) DB 方式

Design Build 方式の略で、公共事業での事業コスト削減策として、設計と工事を一体の業務として発注する方式です。受注業者がもつ新技術を生かした設計が可能になり、コストの削減が期待できます。

(8) リース方式

民間企業（リース会社等）が公共用地に建物を建設し、行政が民間企業から建物をリースし、リース期間中はリース料（使用料）を支払い、期間終了後に所有権を行政に移転する方式です。

(9) 民設民営

公共的な施設に関して、設置・運営をともに民間が行う方式です。公共は施設が提供するサービスを購入することになります。

(10) PFI

「PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」とは、1999年に制定されたPFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。

(11) DBO（「O」を含まないBT方式もあります。）

DBOとは、Design Build Operate：デザイン・ビルド・オペレートの略で、公設民営による公共施設整備手法の一つです。自治体等公的機関が資金調達し、設計、建設、維持管理、運営を一体的に民間事業者等に発注する方式のことで、施設は公的機関が保有します。

(12) 民営化

民営化とは市の事業を民間経営に移管することを言います。

事業の内容を検討し、必ずしも公共でなくとも事業を実施できることを確認して実行します。

財政赤字の圧縮や累積債務の解消、事業効率の向上、サービス改善、民業圧迫の解消など、さまざまな目的があります。